



保健推進員とは

赤ちゃんからお年寄りまでが健康で明るく生活する事を目的に、地域ぐるみでの健康づくりを推進している人です。米子市が実施している保健事業を住民に周知し、地域住民がよりいっそう健康であるように活動しています。保健推進員は、任期が2年で自治会長が推薦し、市長が委嘱します。この推進員は、自治会ごと50世帯につき1人配置する。現在、28人の保健推進員が車尾地区で活動しています。

(1)この会の目的

車尾全地区的な健康づくり活動の母体として地道な取り組みを日々重ねていく。

(2)この会の活動

項目	備考
健康体操	毎月第2・第4月曜日に実施
健康ウォーク	5月と11月
学習講座	公民館と共催で年3回実施
検診	結核、肺癌、胃癌について実施
たより	年2回の発行を全戸配布

(3)この会の規約

(名称・事務局)

第1条 この会は、車尾地区保健推進員会と称し、事務局は会長が行う。

(目的)

第2条 この会は、車尾地区（公民館の事業の主な対象となる区域）の健康づくりを推進し、健康で明るい地域づくりに寄与するため、推進員相互の連携を図り、健康づくりに関し必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地区民の健康づくりに関する事業
- (2) 推進員の研修に関する事業
- (3) 公民館が実施する講座への協力
- (4) 社会環境の浄化を図るための事業
- (5) その他目的を達成するための事業

(組織)

第4条 この会は、車尾地区保健推進員をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

・会長 1名・副会長 3名・監事 2名・会計 1名・編集 3名

2 役員は、総会において互選により選出する。

3 役員はこの会の運営に関する企画等、具体的計画の立案および連絡にあたる。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、その職務において役員たる者を除いて2年とし、再任は妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、会を代表し、本会の運営を図る。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

- 3 監事は、事業および会計について監査する。
- 4 会計は、本会の経理をつかさどる。
- 5 編集は、たよりの発行に関わる。

(会議)

第8条 この会の会議は、総会とし、会長がこれを招集する。

- 2 総会は、年1回開催し、必要に応じ臨時総会を開催する。
- 3 総会においては、次の号に掲げる事項を議決する。
 - (1) この会の事業計画および事業報告に関すること
 - (2) この会の予算および決算に関すること
 - (3) 規約の制定、改廃に関すること
 - (4) その他会長が総会で議決すべきであると認めた事項

(顧問)

第9条 この会に顧問を置くことができ、会長が委嘱する。

- 2 顧問は、会務について意見を述べ、必要により助言をすることができる。

(会計)

第10条 この会の経費は、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

附則 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

(4) 自治会ごとの配置数

自治会名	配置数	自治会名	配置数
車尾2区	2名	中島	5名
車尾3区	2名	王子社宅	1名
車尾4区	4名	観音寺新町1丁目	2名
車尾5区	2名	観音寺新町2丁目	1名
車尾6区	3名	観音寺新町3丁目	1名
車尾7区	2名	観音寺新町4丁目	0名
観音寺	2名	観音寺新町5丁目	0名
戸上	2名		



平成24年度 くずも健康ウォーク

日時 平成24年5月27日(日) 午前9時公民館に集合

コース

順	ポイント	時間
1	公民館から前田川に沿って	9:15~
2	深田氏庭園裏を通って古地井手川へ	9:30~
3	古地井手川沿いに進み水道記念館へ	9:45~
4	なだらかな稜線に沿って戸上城址へ	11:00~
5	しばらく絶景を堪能する	
6	下山してまっすぐ公民館へ	12:00帰着



たのしく語らいながら



水道局で説明を聞く



大正15年につくられた開設記念塔です。



戸上城址から日野川越しに箕蚊屋平野を望む



戸上城址で記念撮影